

富山県庁舎出退表示システム導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、富山県庁舎出退表示システム導入業務委託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

2 募集の内容

- (1) 委託業務名 富山県庁舎出退表示システム導入業務
- (2) 業務内容 業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結から令和4年3月31日まで
- (4) 委託料の上限 23,185千円（消費税及び地方消費税を含む）
※この上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

3 参加資格

次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
 - ⑦ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

- ⑧ 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者
- ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- ⑩ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同業第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- ⑫ 県税を滞納している者
- ⑬ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ⑭ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

4 プロポーザル参加手続き等

(1) 参加申込み

本プロポーザルに参加を予定する場合は、参加申込書（様式 1）を令和 3 年 7 月 29 日（木）午後 5 時まで F A X 又は電子メールにて提出してください。（F A X により送信する場合は、着信したかどうかを、電話で確認してください）

参加申込書提出後、事情により参加を辞退する場合は、令和 3 年 8 月 3 日（火）午後 5 時までには辞退届（様式任意）を提出してください。

(2) 質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式 2）を令和 3 年 7 月 28 日（水）午後 5 時までに F A X 又は電子メールにて提出してください。（F A X により送信する場合は、着信したかどうかを、電話で確認してください）電話及び口頭による質問は受け付けません。

質問に対する回答は原則として令和 3 年 7 月 29 日（木）午後 5 時までに、参加申込書を受理した全社に電子メールにて回答します。ただし、参加者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした参加者のみに回答します。

なお、以下の質問は受け付けません。

- ① 評価基準の配点に関する質問
- ② 他の応募者に関する質問
- ③ その他、本プロポーザルに関係のない質問 など

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和3年8月5日(木)午後5時【必着】

※ 上記日時までに提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

(2) 提出場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県経営管理部管財課

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出書類 (必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。)

書類の名称	様式	提出部数
応募者の概要書	様式3	10部
企画提案書 (※1)	定めません (A4両面長辺綴じ、A3用紙は折込)	同上
経費見積書 (※2)	定めません (A4版)	同上
その他参考となる資料	定めません	同上

※1 企画提案書は、別紙仕様書を踏まえ、具体的かつ簡潔に記載してください。また次の点について明記するようお願いします。

- ・委託業務の進め方(業務の具体的な実施方法、業務スケジュールなど)
- ・委託業務の実施体制及び配置担当者等
- ・システムの拡張性(運用開始後の改善・改修への対応)
- ・サポート体制

※2 経費見積書は以下について、できるだけ詳細な積算内容を記載してください。

① 初年度経費

- ・本委託業務の実施に伴う全ての経費
- ・2(4)の委託料の上限の範囲内としてください。

② 維持経費(2～5年目の運用、保守費)

- ・OSのバージョンアップ対応(年2回)
- ・4月異動対応(3月末に実施)
- ・平日日中の問い合わせ対応
- ・その他必要な経費

③ 5年間の経費合計

6 契約候補者の決定

(1) 審査方法

企画提案書等とプレゼンテーションをもとに、複数名の審査員が審査を行い、最も優れた提案であると評価された者を契約候補者とします。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションについては、次のとおり実施します。

なお、プレゼンテーションの参加者に対しては、別途、実施の詳細（実施場所、開始時刻等）をご案内いたします。

ア 日時

令和3年8月20日（金）

イ 場所

富山県庁周辺施設会議室

ウ 内容

企画提案内容の説明及び質疑応答

エ 時間

1者につき25分以内（プレゼンテーション約15分、質疑応答約10分）

オ その他

- ① プレゼンテーションは非公開とし、会場、時間等は別途連絡します。
- ② 使用する備品等は、すべて提案者で用意してください。ただし、プロジェクタースクリーン及びコンセントは県で準備します。
- ③ プレゼンテーションは、原則提出書類に基づき行い、新たな配布資料は認められません。ただし、「応募者の概要（様式3）」に記載した類似業務実績に限り、過去に製作した製作物の使用は認めます。
- ④ プレゼンテーションでは、主要な内容やアピールポイントなどを簡潔に説明してください。
- ⑤ プレゼンテーションへの出席人数は最大3名までとします。
- ⑥ 参加者多数の場合は、書類審査によりプレゼンテーション選考の参加者を3者程度に選定する場合があります。

(3) 審査の基準

審査は、別紙「審査基準」により行うこととします。

(4) 結果通知

審査結果については、採用の有無に関わらず後日書面で通知するとともに、契約候補者を富山県のホームページで公表します。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

7 契約

契約候補者とは、内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

8 その他

- (1) 提案は、参加業者1者につき1案とします。
- (2) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ① 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ② 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (3) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の付帯費用を含むものとします。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (7) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (8) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。
- (9) 応募者は審査結果について、一切、異議の申し立てをすることができないものとします。

9 スケジュール

令和3年7月28日（水）午後5時	質問書提出期限
7月29日（木）午後5時	参加申込書提出期限
8月5日（木）午後5時	企画提案書等提出期限
8月20日（金）	審査会（プレゼンテーション）

10 提出・問い合わせ先

富山県経営管理部管財課（担当：久々江、松嶋）
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
TEL：076-444-3174
FAX：076-444-3486
E-mail：akanzai@pref.toyama.lg.jp